

○高浜市女性文化センターの管理及び運営に関する規則

平成7年3月29日

教委規則第2号

改正 平成10年3月30日教委規則第8号

平成10年9月21日教委規則第16号

平成13年3月30日教委規則第4号

平成14年3月29日教委規則第5号

平成17年10月20日教委規則第6号

平成20年9月30日教委規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、高浜市女性文化センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高浜市条例第15号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、高浜市女性文化センター（以下「文化センター」という。）の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平14教委規則5・平17教委規則6・平20教委規則8・一部改正)

(利用時間)

第2条 文化センターの利用時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第3条 文化センターの休館日は、1月1日から3日まで及び12月29日から31日までとする。ただし、教育委員会が必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

(平10教委規則8・全改、平13教委規則4・一部改正)

(利用の許可等)

第4条 条例第4条第1項の規定により文化センターの利用の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の前7日から3月までの間に、高浜市立公民館の管理及び運営に関する規則（昭和55年高浜市教育委員会規則第6号。以下「公民館規則」という。）に定める高浜市教育施設利用許可申請書を教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の許可をしたときは、公民館規則に定める高浜市教育施設利用許可書を申請者に交付するものとする。

3 文化センターの利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、文化センターを利用する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の変更及び取消し)

第5条 利用者は、許可事項を変更し、又は取り消そうとするときは、公民館規則に定める高浜市教育施設利用変更許可申請書又は高浜市教育施設利用取消承認申請書に前条第2項の許可書を添付して教育委員会に提出し、その許可又は承認を受けなければならない。

(利用後の原状回復)

第6条 利用者は、文化センターの利用を終了し、又は中止したときは、利用した施設及び備品を原状に復しておかなければならない。

(遵守事項)

第7条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他人の迷惑になる行為をしないこと。

(2) 施設及び備品を大切に扱うこと。

(3) 許可なく物品の展示、販売又はこれらに類する行為をしないこと。

(4) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(指定管理者に関する規定の適用)

第8条 条例第11条第1項の規定により指定管理者に文化センターの管理を行わせる場合においては、第2条ただし書及び第3条ただし書中「教育委員会が必要があると認めるときは」とあるのは「教育委員会及び条例第11条第1項に規定する指定管理者は、必要があると認めるときは、協議により」と、第4条及び第5条中「教育委員会」とあるのは「条例第11条第1項に規定する指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(平17教委規則6・全改、平20教委規則8・一部改正)

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、文化センターの管理及び運営について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平10教委規則16・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。
(高浜市レディースサロンの管理及び運営に関する規則の廃止)
- 2 高浜市レディースサロンの管理及び運営に関する規則(平成4年高浜市教育委員会規則第11号)は、廃止する。

附 則(平成10年教委規則第8号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年教委規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年教委規則第4号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年教委規則第5号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年教委規則第6号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年教委規則第8号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。